

# 厚生労働省新型インフルエンザ専門家会議設置要綱

## 1. 目的

近年、東南アジア等において、高病原性鳥インフルエンザがヒトに感染し、死亡例が報告され、昨今では、ヨーロッパで高病原性鳥インフルエンザの発生が報告されるなど、その拡大が見られる状況であり、突然変異によるヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生の危険性が高まっている。

このため、WHO世界インフルエンザ事前対策計画(平成17年5月)に準じて、迅速かつ確実な対策を講ずるものとし、政府においては、「新型インフルエンザ対策行動計画」を平成17年11月に策定したところである。

今後、新型インフルエンザ行動計画に基づく対策に関する専門的技術的事項について調査審議するため、厚生労働省新型インフルエンザ専門家会議（以下「会議」という。）を設置する。

## 2. 会議の所掌事務

- (1) 新型インフルエンザ出現時の専門的技術的事項（サーベイランス、予防と封じ込め、医療、情報提供・共有その他の専門の事項）について調査審議すること。
- (2) その他新型インフルエンザ出現時の対策について意見を述べること。

## 3. 組織

- (1) 会議は、新型インフルエンザ対策推進本部幹事会・幹事長である健康局長の下に設置し、委員をもって組織する。  
会議に、特別の事項を調査検討させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- (2) 委員及び臨時委員は、新型インフルエンザに関し学識経験のある者のうちから、健康局長が指名する。
- (3) 会議に議長を置き、健康局長が選任する。議長は、会議を代表し、会務を統括する。議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代理する。
- (4) 健康局長は、新型インフルエンザに係る個別の分野について検討を深めるため、会議の下に、作業班を設置する。  
作業班の構成員は、委員及び臨時委員のうちから、健康局長が指名する。

## 4. 委員の任期等

- (1) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 委員は、再任されることができる。
- (3) 臨時委員は、その者の委嘱にかかる当該特別の事項に関する調査検討が終了したときは、解任されるものとする。

## 5. その他

- (1) 会議は、厚生労働省健康局長が議題に関連する委員を招集し、開催する。
- (2) 会議の庶務は、大臣官房厚生科学課の協力を得て、健康局結核感染症課において処理する。
- (3) この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、別途定めることとする。

## 附則

この要綱は、平成17年12月27日より施行する。

この要綱の一部改正は、平成18年4月20日より施行する。

この要綱の一部改正は、平成22年9月15日より施行する。

この要綱の一部改正は、平成25年2月27日より施行する。